

失効 G

(病氣等やむを得ない理由により運転免許を失効し、失効後6か月超3年以内に申請する場合)

※ 病名によっては、公安委員会提出用の診断書が必要です。

受付時間・場所

- 福島運転免許センター
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）午後１時～午後１時３０分
※ 申請書の記載等行いますので午後１時３０分までに来庁してください。
- 郡山運転免許センター
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）午後１時～午後１時３０分
※ 申請書の記載等行いますので午後１時３０分までに来庁してください。
- ７０歳以上で高齢者講習を受講した方は、住所地の警察署及び分庁舎（福島・福島北・郡山・郡山北署を除く）でも手続き可能
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）
午前９時００分から午後０時、午後１時から午後４時まで

申請に必要な書類等

- 失効した運転免許証
運転免許証を紛失している場合は、身分が確認できる書類（健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等）※マイナ免許証を所持又は希望される方はマイナンバーカード
- 福島県内住所で本籍の記載された発行後 6 か月以内の住民票（市町村長の証明印のあるもの。複数綴りの場合は、綴り全部）。
※ 広域交付住民票は、本籍地の記載がないので受付できません。
- 外国籍の方で、中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書
- やむを得ない理由を証明する書類（診断書等）
- 写真 1 枚（無帽・無背景、正面、上三分身、縦3×横2.4cm～免許証用サイズ）
- 高齢者講習終了証明書等（70歳以上の方）
- 視力や聴力に不安のある方は、眼鏡又はコンタクトレンズ、補聴器

手数料

- | | | | | |
|---|-------------|---------|----|-------------------------|
| ○ | 申請手数料 | | | |
| | ・ 申請 1 種目ごと | ～ | 1, | 9 5 0 円 |
| ○ | 交付手数料 | ～ 運転免許証 | 2, | 3 5 0 円 |
| | | マイナ免許証 | 1, | 5 5 0 円 |
| | | 両方を所持 | 2, | 4 5 0 円 |
| | | | } | 1 種目追加毎に 2 0 0 円追加されます。 |
| ○ | 講習手数料 | | | |
| | ・ 優良運転者講習 | ～ | | 5 0 0 円 |
| | ・ 一般運転者講習 | ～ | | 8 0 0 円 |
| | ・ 初回運転者講習 | ～ | 1, | 4 0 0 円 |
| | ・ 違反運転者講習 | ～ | 1, | 4 0 0 円 |

注意事項

- やむを得ない理由が止んでから 1 か月以内に申請しないと、受理できなくなります。
※ やむを得ない理由が止んでからとは、病気等であれば完治若しくは診断書に外出等
に関して記載がある場合は記載年月日からとなります。
- 適性試験合格後に、講習の受講が必要となります。
- 失効後、無免許運転等の違反があると講習が異なる場合があります。